

次世代への映画推薦委員会 規程

一般財団法人 映画倫理機構

2022年5月13日 制定

1 目的

映画の内容や表現が次世代の心身に及ぼす影響は大きい。次世代への映画推薦委員会（以下、推薦委員会という）は、「映画倫理綱領」第3項にもとづき、映画倫理委員会委員長（以下、映画倫理委員長という）の諮問機関として、次世代の成長と福祉に資する映画について助言を行い、推薦する映画を選定する。なお、ここで次世代とは新しい未来を生み出す者、主に未成年者と若者をいう。

2 構成

(1) 映画倫理委員長が選任・委嘱する10名以内の委員によって構成される。

(2) 審議会委員は次の領域から選出される。

① 映画倫理委員会委員 1名

② さまざまな分野から 9名以内

(3) 委員長は、上記(2)①の映画倫理委員がつとめ、副委員長は②の中から映画倫理委員長が任命する。

3 任期

- (1) 委員長の任期は映画倫理委員会委員の任期に準ずる。
- (2) 委員の任期は2年とする。再選は妨げない。
- (3) 委員の通算任期は10年目の3月までとする。
- (4) 本条(2)(3)にかかわらず、満70歳の3月をもって退任する。
- (5) 委員の新任は69歳までとし、66歳以降69歳で就任した委員は本条(4)にかかわらず就任5年目の3月末まで任期を延長することができる。

4 会議

- (1) 映画倫理委員長が召集し、映画の推薦および次世代と映画に関する問題について諮問し、随時開催することができる。
- (2) 会議は、委員の2分の1以上の出席で成立し、議決の必要あるときは、出席委員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、推薦委員会委員長がこれを決する。

5 推薦映画の選出と審議会への諮問

- (1) 映画製作者等は、映画倫理機構事務局へ推薦の対象となる映画を申請することができる。事務局はその申請を受けて映画倫理委員長に報告し、映画倫理委員長は推薦委員会に対し推薦の可否を諮問する。
- (2) 推薦委員会委員、映画倫理委員、審査員は推薦の対象となる映画を選定し推薦委員会に諮ることができる。

6 推薦の対象と推薦映画の選定基準

(1) 推薦の対象

「次世代」を対象とし、必要に応じて推薦する年齢を示すこととする。

ここで「次世代」とは新しい未来を生み出す者、主に未成年と若者をいう。

(2) 推薦の選定基準

以下の要件のいずれかに該当し、かつ、映画としての質が高いもの

- ① 次世代に希望を与え、未来への期待を育む
- ② 映画の魅力を体感でき、創造力を養う
- ③ 人と人とのふれあい、生命の尊さや自然を愛する心を育む
- ④ 社会的視野を広げ、世界が抱える課題について考える
- ⑤ 他者への想像力を醸成し、人が自分らしく生きられる多様性のある社会について考える

7 公表

映画倫理委員長は、推薦委員会の答申を受けて「映画倫理委員会推薦」の可否を決定し、その結果を関係者に通知するとともに、推薦映画については一般に公表して周知を図るものとする。